

新しい図書館の傾向とその課題

田島 佳奈

岐阜大学地域科学部 2 年生

要旨

本論文は、「今日の図書館に対する住民の権利の発展の到達点と課題」について考察した。今日の日本において図書館の建設ラッシュともいえる状況で図書館改革が進んでいる。図書館は今まで利用者が情報を集める場所であったのが、利用者が図書館から情報発信することまたは、図書館自らが情報発信することが世界のトレンドになっている。このような図書館改革ともいえる流れの中で、近年では TSUTAYA 図書館問題または図書館民営化問題も生じている。従来の図書館で古書や郷土資料の閲覧数や利用数が少ないという理由で、書庫に押し込み、古い観光案内本など在庫一掃と疑われるような本を自治体が税金で購入させられた例もある。図書館をめぐる市場性と公共性の対立の中で自治体や利用する市民の関心が大きく今後の発展の明暗を左右する鍵となるだろう。図書館は国民のために存在し、図書館の自由も国民のために必要である。

キーワード： 図書館、受信から発信、TSUTAYA 図書館、公共性、市場性

はじめに

私は小さい頃から本が好きで学校の図書室に毎日のように通っていた。高校生のとき、『図書館戦争』シリーズと出会った。最近アニメ化や映画化もされた作品である。魅力的なキャラクターやその恋愛模様、迫力のある戦闘シーンで注目を集めた。しかし、根本にあるテーマは「図書館の自由」なのだ。ちなみに、日本図書館協会では「図書館の自由に関する宣言」を 1954 年に採択(1979 年に改訂)した。岐阜大学の図書館にも掲示されていることをご存じだろうか。私はこれを知ったとき、図書館について学びたい！研究したい！と感じた。1 年前、岐阜市でメディアコスモスがオープンした。調べてみると他にも建て替えされた図書館が多くあった。私は、今回の「学びをデザインする」の科目を通して、2000 年代以降の図書館について調査し、その図書館の特徴と何が図書館に求められるべきか、どのような図書館が理想なのか検討した。

構成

第 1 章 『図書館戦争』と図書館の自由の歴史

『図書館戦争』という作品の根本のテーマは前述の通り、図書館の自由である。

自由な思想の展開

第2章 未来をつくる図書館 ―情報の収集から情報の発信へ―

ニューヨークの図書館と岐阜市立図書館メディアコスモス、富山市立図書館 TOYAMA キラリ、一宮市立図書館、岡崎市立図書館リブラとの比較

受信から発信への転換

第3章 判例研究 ―公共性と公平性―

公立図書館の蔵書と司書の公平性

第4章 TSUTAYA 図書館問題 ―公共性と市場性―

企業主義、市場主義の図書館

公共性との対立

第5章 新しい図書館の傾向と市場主義の危険

図書館を“もうけ”の場にしてもよいのか

むすび これまでの岐阜における図書館の発展―図書館の地域ネットワーク化に向けて―
ネットワークの形成

大学の図書館、小中学校の図書館、市立図書館、県立図書館の連携について
メディアコスモスの存在

第1章 『図書館戦争』と図書館の自由の歴史

『図書館戦争』という作品をみなさんはご存じだろうか。なぜ、図書館の物語で戦闘シーンがあるのか。理由は、この物語の世界では本や雑誌、ニュースにまで検閲の目があり、検閲からすべての本を守る主人公たち図書館の人々と検閲によってふさわしくないと判断した本を狩ろうとする検閲者側の人間の戦いが物語の軸になるからだ。この作品は「図書館」がすべての本を守り、蔵書する自由があることを根本のテーマにしているのだ。

そもそも図書館は人類の文明とともに始まる。人類最古の文明であるシュメール文明は図書館の文明であった。図書館の歴史は何千年にもなるが、図書館の自由の歴史は近代とともに始まる。では、図書館の自由とはなんだろうか。『図書館サービス概論』によれば、図書館の自由ははじめ、17世紀の私立図書館司書のガブリエル・ノーデの提言からはじまる。これは「図書館は学ぼうとするすべての人に対し公開性を理念として開放され、宗教理念を超えた自由な蔵書構成をすべきである」とした。その後、1850年にイギリスにおいて公共図書館法が成立した。1931年にはS.R.ランガナタンが5原則にまとめた。この5原則は、アメリカの1939年の図書館権利憲章、UNESCOの1949年の図書館宣言を経て日本に影響している。日本では、戦前は軍部の圧力の下に管理が図書館の目的の中心であったが、戦後は住民への奉仕に目的が転換した。目的が転換したことで、日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」（1954年採択¹ 1979年改訂）がまとめられた。²

¹ 図書館サービス概論 p9, 20, 21より

「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第 1 図書館は資料収集の自由を有する

第 2 図書館は資料提供の自由を守る

第 3 図書館は利用者の秘密を守る

第 4 図書館はすべての検閲に反対する

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る」

これらの宣言は、図書館とは国民のためのものであり、行政や政府のある特定の考え方を押し付けたり、批判を排除したりしてはならないことを宣言している。改訂以前は第 4 の項目(改定前は第 3 の項目)に関して「不当な」という文言があったが、削除された。これは当時始まっていた青少年保護育成条例による“有害図書”の指定などに反対する図書館界の姿勢の表れである。(参考文献② p85 より)また、本を選ぶ自由はあくまで国民にあることを図書館が保障している。さらに、誰がどんな本を読んだか、借りたかの情報に関してこれを秘密として外部に漏らさないことを約束している。

しかし、自由の問題は過去の話ではなく、現在にも続いている。『はだしのゲン』を開架書庫から排除する動きや『アンネの日記』破損事件が問題になったのは記憶に新しい。

第 2 章 未来をつくる図書館 ー情報の収集から情報の発信へー

・ニューヨークの図書館と岐阜市立図書館メディアコスモス、富山市立図書館 TOYAMA キラリ、一宮市立図書館、岡崎市立図書館との比較

今までの図書館(ここでは旧時代として区別する)は、簡単に言えば「本の倉庫」だった。図書館は本を収集し、保管し、希望する市民に貸し出すだけであった。それに対しここで取り上げる図書館はそうした図書館とは異なる特徴をもつ。(ここでは新時代の図書館と呼ぶ)まずは、ニューヨークの図書館の特徴についてだが、移民向けの英語講座や子供たち向けのパソコン教室や調べ学習教室など、図書館が発信することが大きな特徴だ。つぎに、岐阜市立図書館メディアコスモスだ。この図書館は、市民の交流に重点を置いている。具体的には「つくるスタジオ」や「考えるスタジオ」などのグループ学習ができる部屋の設置やギャラリー、ホールの併設である。複合型の図書館であり、市役所などの公共施設や柳ヶ瀬商店街にも近い場所にあることから、まちの中心施設となるべく建設されたと言える。

さらに、富山市立図書館 TOYAMA キラリはデパートの移転に伴い、メディアコスモスと同じようにまちの中心に建っている。ガラス美術館が館内にあることからガラス関連の資料が充実しながらも富山のまちづくりに関する資料は網羅的に収集することや毎週のように開催されているイベントは大きな特徴だろう。

2 補足資料参照。日本図書館協会のホームページより

さらに、一宮市立図書館は市民が利用しやすくするために駅の目の前に図書館を建て替えた。図書館長によれば、市民にアンケートを行うなど市民の声が実際に活かされたものだという。また開館時間も長いことや、未就学児の保護者支援のためのNPO支援ルームと絵本が置いてある階が同じなどの工夫も随所にあった。

最後に、岡崎市立図書館 **Libra** についてだが、ここは芸術、特にジャズの資料が充実していることが人気の1つとなっている。ミキシングまでできてしまう専用スタジオを持っていることも大きな特徴だ。このスタジオは市民が音を出して太鼓などを練習できる環境を要望したことが大きく影響している。

・受信から発信への転換

これらの図書館の特徴をまとめると本を収集する、保管するといった受信型の図書館から、市民にサービスを展開する発信型の図書館へと変化していることがわかる。ニューヨークの図書館をここでは例に挙げたが、アメリカでは引越しをしたらまず図書館に行くという習慣になっているようで、市民にとって図書館の占める割合は非常に大きいものになっている。それに比べれば日本はそのレベルには達していない。しかし、少子化や女性の社会進出に伴って学習支援や教育支援を行う図書館の存在は大きなものになるだろう。

第3章 判例研究 —公共性と公平性—

・公立図書館の蔵書と司書の公平性

図書館をめぐる判例をみていく。この章では、平成13年8月10日から26日にかけて、船橋市西図書館に勤務していた、ある司書が船橋市図書館資料除籍基準に該当しないにもかかわらず、同図書館に所蔵されていた、新しい歴史教科書をつくる会及びその会員の著書を中心とした合計107冊の著書（これらのうち著書は30冊）を除籍し廃棄したため、この司書と船橋市に対して慰謝料等300万円の損害賠償を請求している事案から公立図書館の蔵書と司書の選書や除籍における公平性を検討していく。

一審、二審では原告の請求は棄却されているが、最高裁では、東京高等裁判所に差し戻され、差し戻し審では損害賠償の一部が認められて判決が確定した³。最高裁の要旨として「公立図書館の図書館職員である公務員が、図書の廃棄について、基本的な職務上の義務に反し、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取扱い

³差戻審。主文

1 原判決を次の通り変更する。

(1) 被控訴人は、控訴人らに対し、各3000円及びこれに対する平成13年8月26日から支払い済みまで年5分の割合による金員を払え。

(2) 控訴人らのその余の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、第1審、差戻前及び差戻後の控訴審並びに上告審を通じてこれを1000分し、その999を控訴人らの負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

3 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

をしたときは、当該図書の著作者の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるべきである。」とある。また、最高裁判決後、「船橋市西図書館蔵書破棄事件裁判の最高裁判決にあたって(声明)」と題して社団法人日本図書館協会が声明文⁴を出しており、そこでも「裁判で認定された司書職員の行為は、図書館職員による検閲ともいうべきこと」と強い非難の言葉で示している。

なぜここまで日本図書館協会が非難しているのかはこの声明にある「図書館員の自律的規範を表明する『図書館員の倫理綱領』(1980年6月4日、総会決議。以下「綱領」)は、『図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる』として、これを侵す『いかなる圧力・検閲をも受け入れてはならないし、個人的な関心や好みによる資料の収集、提供をしてはならない』としています。」という部分からわかることだ。

つまり、図書館員である司書は個人的な関心や好みで資料の収集を認められていない。そこから、この事案が司書の公平性という点で原告だけでなく全国の図書館員に大きな影響を与えたことは否定出来ない。

公立図書館の蔵書について判例では、各図書館やその運営を担う自治体が自由に選書することを認めている。これは第1章でも述べたが、図書館が国民のために存在し、国家や行政庁によって検閲されたり、特定の思想のおしつけを受けたりしないためのものであって、図書館員が自分の嗜好で本を選び好みできるというわけではないということは当然ながら確認されねばならない。図書館の公共性を支えるのは司書を中心とした図書館職員である。したがって図書館職員の良識は公共性にとって極めて重要である。

第4章 TSUTAYA 図書館問題 一公共性と市場性一

・企業主義、市場主義の図書館とは

近年話題になっている TSUTAYA 図書館、これはそもそもカルチャ・コンビニエンス・クラブ(CCC)が自治体に代わって運営する図書館を指す。現在、武雄市、海老名市が導入し、運営を委託している。愛知県の小牧市は住民投票にまでもつれたものの否決されている。

この TSUTAYA 図書館の利点としては、人気の本がそろっていることがあげられる。そして、開館時間が長いこともあげられる。これらのことから、市民にとって借りやすさや遅い時間になっても利用できるなどの利便性はある。

しかし、利点ばかりではない。TSUTAYA 図書館問題のきっかけとなった武雄市で実際に起こったトラブルでは郷土資料の展示がやめられたことへの不満が一部の市民の中にある。もともと、武雄市の図書館には入り口に広く郷土資料の展示スペースをとっていたが、TSUTAYA が運営をはじめたときには撤去され、一部の資料は破棄されたとの報道があった。

次に取り入れられた海老名市では10年以上前の埼玉県のラーメン紹介本、さらには風俗

⁴ <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/kenkai/funabashi.pdf>
船橋市西図書館蔵書破棄事件裁判の最高裁判決にあたって(声明)

街の紹介本があることがニュースでも大きく取り上げられた。このような本は本当に必要なのか。（参考資料⑤）小牧市で住民投票の結果白紙になったこともこの問題に関してはとても重要だろう。

・公共性との対立

図書の収蔵について、10年に1人しか借りなくても本を収蔵する必要があるのかという問題がある。私は特に郷土資料に関してはその地域で保存されるべき物も多いだろうと考えているため、その必要はあり、そのための図書館であると考えている。書籍に限らず、映像、音声、道具など保管機能としての図書館はどれほど時代が進み、図書館が変化しようとも失ってはならない。ましてそれを市民が望んでいるというのなら、民間委託といえども自治体は介入すべきだろう。

ここまで取り上げた岐阜市、一宮市、岡崎市、武雄市、海老名市、小牧市（計画段階）はすべて2000年代以降に建設されたものである。東海地方だけでも4つある。実は、全国的にも図書館建設は一種のブームと言えるほど進んでいる。

年	図書館数	専任職員数 ()内は兼任
1984	1,569	11,128(910)
1985	1,633	11,484(942)
1994	2,207	15,274(1,064)
1995	2,297	15,121(1,102)
1999	2,585	15,454(1,206)
2000	2,639	15,276(1,277)
2004	2,825	14,664(1,344)
2005	2,953	14,302(1,339)
2006	3,082	14,070(1,408)
2007	3,111	13,573(1,335)
2008	3,126	13,103(1,345)
2009	3,164	12,699(1,341)
2010	3,188	12,114(1,306)
2011	3,210	11,759(1,311)
2012	3,234	11,652(1,278)
2013	3,248	11,172(1,221)
2014	3,246	10,933(1,203)

注1 私立図書館を含む公共図書館の経年変化。
注2 専任職員数の1995年以前の数値には、常勤嘱託を含む。

しかし、上記のデータ⁵を見て分かるように図書館数は増加しているのに、職員数は増えるどころか減ってさえている。これは委託の形が採られる図書館が増えてきたからだ。

⁵ <http://www.jla.or.jp/library/statistics/tabid/94/Default.aspx>
日本図書館協会 HP 内 日本の図書館統計より 2014年度 経年変化より抜粋

TSUTAYA などに運営のすべてを任せながら、建設費や設備費に関しては税金でまかなう。これからは自治体の関わり方が問題になってくる時代になる。

第 5 章 新しい図書館の傾向と市場主義の危険

・図書館を“もうけ”の場にしてもよいのか

岐阜県中津川市で図書館建設を争点とする市長選があり、反対派の候補が勝った。ここで市民は図書館建設そのものを反対したのではなく、当時の市長への不満もあるだろう。図書館建設が各自治体でブームになったのは、公共事業の道路建設などに無駄遣いをする事への規制が強まったため、市民からの支持を得られるだろう図書館建設を市の政策で目玉にすえようと思われる。

しかし、図書館の建設が自治体にとって利益になるのかどうかは市民が判断することであると私は考える。なぜなら本を選択できるのはあくまでも市民であるからだ。企業が選んでしまっていれば、それは無料の貸本屋と同じである。市民が図書館に来てよくなったことが“図書館にとってのもうけ”である。新しい図書館は従来の本を保管し、貸し出す受信型から、市民が、あるいは、図書館自身が情報発信をすることが重要である。

ただ、開館時間の延長などで市民が利用しやすくなる取り組みは必要である。一宮市立図書館では運営は市が担っているが、開館時間を延長するために職員の一部を民間に委託している。運営のすべてを自治体が担うことが難しくとも、一部をボランティアや NPO、民間委託などに頼ることも必要だが、すべて民間委託することに関して、本の選書、配置などの問題が生じないように市職員としての司書の専門的指導性が発揮されねばならない。

むすび これまでの岐阜における図書館の発展—図書館の地域ネットワーク化に向けて—

・ネットワークの形成

岐阜市にある図書館を考えると、市立図書館、県立図書館、大学の図書館、各小中学校の図書館がある。これらの図書館には利用者に応じた本の選書がなされている。市立、県立、大学の相互貸借はできるがもっと市民が利用しやすくなるにはどのようにしていくべきだろうか。まず、それぞれの図書館に関して私なりの特徴を述べると、県立図書館は全国でも屈指の地図の蔵書量を誇っている。市立図書館は最大 90 万冊を目指す豊富な収蔵能力が魅力だ。幅広い分野をカバーできる分、市民が借りたい本を借りやすい。大学の図書館は、専門書が豊富だ。より深い分野を学びたい市民にとっては強い味方になる。これらのことから、それぞれが既に持っている希少な本や特出した分野の本の保存に関してはそれぞれに任せるのがいいだろう。

・メディアコスモスの存在

ここで重要になってくるのはメディアコスモスの存在だ。岐阜市中の中心地で市役所からも近いこの図書館は市民にとって立ち寄りやすい場所である。さらに、広い閲覧スペースも魅力的だろう。この図書館が全てをつなぐ図書館として相互貸借サービスの中

心地となることが求められる。市民が知りたい分野について幅広い蔵書の中でレファレンスサービス⁶を受け、その後、専門的でより深い蔵書が必要な時、大学の図書館や県立図書館から本を取り寄せることが理想的だと私は思う。

【参考文献】

- ①有川浩『図書館戦争』角川文庫・2006年。
- ②志保田務・杉山誠司・家禰淳一編著『図書館サービス概論』学芸図書社・2013年。
- ③菅谷明子著『未来をつくる図書館 ―ニューヨークからの報告―』岩波新書・2003年。
- ④『判例時報 平成18年1月11日号 No.1910』判例時報社 P94～99
- ⑤TSUTAYA 図書館に協業企業が呆れた理由
CCC との公立図書館運営の協業見直しへ
<http://toyokeizai.net/articles/-/90216> （2016年1月30日現在）
- ⑥川崎良孝編著『図書館・図書館研究を考える』京都大学図書館情報学研究会・日本図書館協会・2001年。

補足資料

日本図書館協会 HP

<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>

船橋市西図書館蔵書破棄事件裁判の最高裁判決にあたって(声明)

<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/kenkai/funabashi.pdf>

日本図書館協会 HP 内 日本の図書館統計より 2014年度 経年変化

<http://www.jla.or.jp/library/statistics/tabid/94/Default.aspx>

図書館の自由に関する宣言（前文）

1954 採 択

1979 改 訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である
知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する。

⁶ レファレンスサービス 図書館資料を使い、利用者の情報要求に答えるサービスである。（参考図書② p36）

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的な人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力によらずに、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 1. (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 2. (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 3. (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 4. (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 5. (5) 寄贈資料の受入にあたっては同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。
図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。
提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。
 1. (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
 2. (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
 3. (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。
図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。
検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。
したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。

3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である

(1979. 5. 30 総会決議)

謝辞

この論文の作成にあたり、岐阜市立図書館メディアコスモス、一宮市立図書館の職員の方、そして両館の館長にはインタビューとして時間を割いていただいたことに深謝いたします。また、文章構成においては地域科学部の近藤真教授にご指導いただけたことを感謝します。

今後も図書館研究をテーマに、図書館の自由や市場性と公共性の対立、そのサービスについて研究していきたいと考えています。